

# 万葉集卷二十と大伴家持

松 田 聡

## 一 はじめに

万葉集末四巻が家持歌を軸として概ね日付順に編まれて  
いるということはよく知られているが、これら四巻をひと  
しなみに「歌日記」あるいは「歌日誌」などと呼ぶことに  
対しては、なお異論もあるのではなからうか。それは巻二  
十をどう捉えるかという問題と無縁ではないと思われる。

巻二十は、雑多な歌稿を単に日付順につないだだけの未整  
理な歌集なのか、それとも、何らかの基準によつて編まれ  
た「撰集」なのか、ということである。

さしあたって表記の問題を措くとしても、巻二十は他の  
三巻（巻十七〜十九）に比して家持以外の作者の歌を非常  
に多く含んでいるということが目を引く。相対的に家持歌  
の割合が僅少であることが巻二十の性格を見えにくくして

いることは否めないだろう。家持が人づてに入手したと見  
られるこれらの作を、筆者は便宜的に「伝聞歌」と呼んで  
きたが、<sup>①</sup>「伝聞歌」の位置づけをどう見極めるかは巻二十  
の把握に深く関わっているのではなからうか。「伝聞歌」  
の中には家持との関わりが題詞左注から確認できない作も  
少なからず見受けられるが、例えば、皇太子大炊王と藤原  
仲麻呂の肆宴歌（20・四四八六〜七）などは、史実との関  
連もあつて特に問題となるものと思われる。

本稿では、この肆宴歌から万葉終焉歌（20・四五一六）  
に至る巻二十の巻末部、すなわち天平宝字年間の歌群を中  
心に、巻二十と家持をめぐる諸問題を考えてみたい。

## 二 皇太子と仲麻呂の唱和——問題の所在——

まず、巻二十巻末部の配列を題詞によつて掲げよう。マ

ル番号は家持歌あるいは家持歌を含む歌群、AとBは伝聞歌である（以下、本稿の符号・マル番号はこれによる）。

A天平宝字元年十一月十八日、於<sub>二</sub>内

裏<sub>一</sub>肆宴歌二首（四四八六〜七）

①十二月十八日、於<sub>二</sub>大監物三形王之

宅<sub>一</sub>宴歌三首（四四八八〜四四九〇）

B無題伝聞歌（四四九一）

②廿三日、於<sub>二</sub>治部少輔大原今城真人

之宅<sub>一</sub>宴歌一首（四四九二）

③二年春正月三日、召<sub>二</sub>侍從堅子王臣

等<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>侍<sub>二</sub>於内裏之東屋垣下<sub>一</sub>、即

賜<sub>レ</sub>玉箸<sub>一</sub>肆宴。于<sub>レ</sub>時内相藤原朝臣

奉<sub>レ</sub>勅宣、諸王卿等随<sub>レ</sub>堪任<sub>一</sub>意作<sub>レ</sub>

歌并賦<sub>レ</sub>詩。仍<sub>レ</sub>心<sub>二</sub>詔旨<sub>一</sub>各陳<sub>二</sub>心緒<sub>一</sub>

作<sub>レ</sub>歌賦<sub>レ</sub>詩。未<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>諸人之賦詩并作歌<sub>一</sub>也

（四四九三）

④無題家持歌（四四九四）

⑤六日、内庭仮植<sub>二</sub>樹木<sub>一</sub>以作<sub>二</sub>林帷<sub>一</sub>

而為<sub>二</sub>肆宴<sub>一</sub>歌（四四九五）

⑥二月、於<sub>二</sub>武部大輔中臣清麻呂朝臣

之宅<sub>一</sub>宴歌十五首（四四九六〜四五

肆宴歌

宴席歌（年内立春）

宴席の伝誦歌（？）

宴席歌（年内立春）

肆宴歌（初子の

歌・不奏）

肆宴歌（不奏）

肆宴歌（不奏）

宴席歌

（↓聖武追慕の歌）

一〇↓「依<sub>レ</sub>興各思<sub>二</sub>高円離宮処<sub>一</sub>」作歌五首「四五〇六〜四五一〇を含む）

⑦属<sub>二</sub>目山斎<sub>一</sub>作歌三首（四五一一〜

三）

⑧二月十日、於<sub>二</sub>内相宅<sub>一</sub>饒<sub>二</sub>渤海大使

小野田守朝臣等<sub>一</sub>宴歌一首（四五

四）

⑨七月五日、於<sub>二</sub>治部少輔大原今城真

人宅<sub>一</sub>饒<sub>二</sub>因幡守大伴宿祢家持<sub>一</sub>宴歌

一首（四五一一）

⑩三年春正月一日、於<sub>二</sub>因幡国庁<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>

饗国郡司等<sub>一</sub>之宴歌一首（四五一六）

宴席歌

饒宴の歌（不誦）

饒宴の歌

宴席歌（歳旦立春）

これら三十一首の歌について、伊藤博氏は「家持より位階の低い人も含めて他人にはすべて敬称法を用い、家持だけに卑称法を用いており、それ以前とまったく様相がちがう」ということを指摘しているが、<sup>2)</sup>年号の記載のありようから見て、A以降の歌群がひとまとまりのものとして整理されているということは認めてよいだろう。<sup>3)</sup>

万葉集全巻の終結部でもあるこの巻末歌群には、いわゆる「伝聞歌」を始めとして、「曆」に関わる歌、「饒宴」の歌、「応詔」の歌、聖武上皇を追慕する歌（「依興歌」な

ど、家持論に関わる重要な作品が集中している。また、従来、これら天平宝字年間の歌々は、しばしば橘奈良麻呂の乱との関連において問題とされてきたが、そのような歴史的事実を歌の読みどころまで持ち込むかというのは、今日の視点からすれば当然問題となるであろう。要するに、この部分には万葉集巻二十と大伴家持に関わる問題が集約的に表れているのである。

この巻末歌群の初めに置かれている問題の肆宴歌（A）は次のごときものである。

天平宝字元年十一月十八日、於「内裏」肆宴歌二首

天地を照らす日月の極みなくあるべきものを何をか思はむ（20・四四八六）

右一首、皇太子御歌。

いざ子どもたはわざなせそ天地のかためし国そ大和島根は（四四八七）

右一首、内相藤原朝臣奏之。

題詞左注には当該歌群に関する採録の事情が示されていない。「内裏にして肆宴したまふ歌」とあるので、家持がこの宴に出席し、耳にしていた可能性もあると思われるが、それが題詞左注等に示されていない以上、無条件にそれを前提とするわけにはいかないだろう。巻二十の中でいかなる意味を持つているかは慎重に考察する必要がある。

この二首は橘奈良麻呂の乱の五ヶ月余り後の、新嘗会に伴う肆宴における唱和であるが、一見して目を引くのは、仲麻呂の歌（20・四四八七）の波線部であろう。天皇に奏上した歌でありながら、「いざ子ども」と宴席にいる臣下と呼び掛け、「たはわざなせそ」と、その妄動を戒めるものになっている。この表現が奈良麻呂の乱を意識したものであることは『拾穂抄』以来の諸注が指摘するところであるが、ややもすれば權威を笠に着たような、高圧的な物言いに見えることは否定できない。諸注の評価も、「奈良麻呂はこの年の六月に事を挙げむとして失敗し、その連累者が尽く誅に伏したので、それを嘲り、自分の反対党の滅亡に得意となつて、こんな歌を詠んだのである」（『全釈』）、「初二句は、人を人とも思わない性格があらわれていて、それだけに品位に缺けている」（『全註釈』）、「詠み方も高圧的で、短文を重ねた鋭いものである。仲鷹の人柄の反映である」（『窪田評釈』）などと手厳しい。近年の注も、『釈注』以外は概ね同様で、仲麻呂の専横という側面から捉える点では共通している（『釈注』の評については後述する）。家持の政治的立場については単純に反仲麻呂と割り切れない面があるけれども、家持自身、奈良麻呂の乱によって大伴池主を始めとする親しい人々を失ったことは事実であり、その点からすれば、奈良麻呂等の行動を「たはわざ」

と断ずるがごとき仲麻呂のこの歌を、家持が複雑な思いを持って受け止めたであろうことは容易に想像される。だが、それならば、そのような歌が巻二十に採られていることをどう理解したらよいのであろうか。

従来の研究が問題にしてきたのも正にこの点であった。

例えば、北山茂夫氏は「家持は、同族の古麻呂、池主、また橘家の奈良麻呂のうえに想いを馳せて胸が痛んだであろう。(中略)かれは、信条に立つて事件の圏外に身を置いてはいたが、大伴の族をおもえば、心は萎えてみじめであった。からくも胸中を静めて、皇太子、内相の二首だけを歌日誌に記した」と述べ、家持はこれを心ならずも(あるいはやむなく)記したのだという見方を示している。木本好信氏は、「仲麻呂にとつて家持は反対派官人として強く意識させる存在ではなかった」と見る立場から、「家持が、あえてここに挟み収めざるをえないものであったことにこそ、この二首の歌の政治的な価値がある」と述べているが、これも、やむなく記したと見る点では同様であろう。また、中西進氏は、「万葉はひとり大伴氏のためのものではない。むしろ万葉の歌にはいろいろな立場があり、かつ政治を反映している」と述べた上で、「あえてこうした歌も受容したところに、家持の心のあり処を見つめなければならぬ」と述べているが、これは巻二十も万葉集の一部

であつて必ずしも家持一人の立場から編まれているものではないという視点に立つものである。これら三氏の見解に共通しているのは、家持個人の立場や思いとは別に、記録すべきものは記録して見たのだと見る点にある。

一方、伊藤博氏は、巻二十巻末部が巻二十に「編入」されたのは奈良麻呂の乱から二十年以上も後のことであると、このような歌が採録されていることについて、「いっさいは恩讐のあなたに消えていたからだ」と述べている。氏によれば、巻二十巻末部は「家持にとつて暗く不遇であつた三一首の時代を、恩讐を超えて静かに思い返す心から据えられた歌群」だというのである。

しかし、伊藤氏は仲麻呂の歌(20・四四八七)を含む肆宴歌二首について、次のようにも述べている。

白鳳回帰を標榜する家持にとつて皇室の盤石を基底に詠まれた、かような歌はそれはそれで貴重であつたはず。(中略)「天地を照らす日月の極みなくあるべき」天の日継、「天地の堅めし国」の中心たる天の日継は、伴一族の代表を自認する家持にとつて、ただちに、聖武天皇・元正天皇や、そしてさかのぼつては天武天皇に繋がつて行くものであつたらう。のちにきわめて丹念に整理した部分の冒頭にこの二首を据えたことには、それだけの意味があつたといふべきである。(『釈注』)

これは仲麻呂の歌の採録についてプラスの方向から捉えるほとんど唯一の評であり、その点で大いに注目される。但し、前掲伊藤説では「恩讐を超えて」採録したと述べているのであるから、伊藤氏の中でも立場に微妙な揺れがあるように見受けられる。後述するように、この『釈注』の指摘は、仲麻呂歌の集中における位置付けとしては大筋において正しいと考えられるのであるが、それならばこの揺れについてはどう捉えるべきであろうか。

### 三 末四巻における「繰り返し」の問題

その問題は後に改めて考えることにして、ここで末四巻がいかにして「撰集」たりえているかということについて、テーマの繰り返しという視点から私見を述べておきたい。

周知のごとく、末四巻には類似する内容の歌が随所に現れる。家持自身の作で言えば、例えば、宮廷讃歌が何度も詠まれたり、ホトトギスの歌や饒宴の歌が繰り返し詠まれたりしているわけであるが、こうした繰り返しが卷十七、二十の四巻にわたって随所に見られることに注意すべきであろう。このような類似の歌の繰り返しは、かつては家持の創造力の欠如を示すものと見られがちであったが、そうではなく、末四巻編者（本稿は家持自身と考える）がいくつかのテーマに沿った歌を積極的に蒐集し、採録した結果

だと捉えるべきではないだろうか。このような繰り返しが、家持歌だけでなく、それ以外の作者の歌を含めて見られることにも注意したい。類似するテーマの繰り返しということが末四巻に「撰集」としてのゆるやかな枠組みを与えているというのが筆者の見通しである。<sup>11)</sup>

その視点から卷二十巻末部を見ると、末四巻で繰り返されてきた主要なテーマがここで再び繰り返されているということに気づく。

例えば、暦に関わる歌だけでも①②③⑩の四群六首にわたって認められるが、このうち①②⑩が暦月（一月）と節氣（立春）の双方に目を向けた作であることに注意しておきたい。①（四四八八〜四四九〇）と②（四四九二）はいわゆる「年内立春」の歌の嚆矢として知られているものであるが、卷二十巻末の⑩（四五一六）も「正月一日」と「立春」の重なる日の歌であるということが新谷秀夫氏によつて指摘されている。<sup>12)</sup>「新しき年の初め」と「初春」という、一見重複するような表現も、大濱眞幸氏の指摘するように、<sup>13)</sup>暦月と節氣の双方を踏まえたものと見てよいだろう。このような二元的四季観に基づく歌が、万葉において家持とその周辺にしか見られないことは、既に田中新一氏によつて指摘されている通りであるが、<sup>14)</sup>そもそも、二元的四季観に基づく作が末四巻以外にほとんど確認できないと

いうこと自体、問題ではあるまいか。特に、①②の場合、曆月と節気のずれを問題にしている点で注目されるが、末四巻における二元的四季観の歌は、その多くが四月一日と立夏のずれを問題とするホトトギス詠に集中し、かつ家持とその周辺の歌人によってのみ詠まれているということが注意される。二元的四季観に基づく歌詠は古今集時代にあつてさえ前衛的なものだったと見られるが、とすれば、巻二十巻末部にこうした歌が集中的に採録されていることは、偶然とは考えにくい。これは家持自身が意識的にそのような歌を採録した結果と見るべきではないだろうか。

巻末直前の二首、⑧(四五―四)と⑨(四五―五)が饞宴の歌であることも見逃せない。特に⑨は家持自身の饞宴における歌であるが、「秋風の末吹き靡く萩の花共にかざさず相か別れむ」と、萩の花を共に賞美できなくなることを悲しむものである。この歌のように、離別にあたって「美景の共有」を志向するような作が、末四巻に極端に偏つて現れることにも注意しておきたい。これも曆の歌と同様の事情によるものであろう。

また、天平宝字二年の一連の正月行事に関わる歌が、三首(③④⑤)連続で「不奏」と注記されていることも目を引く。そもそも、奏上に及ばなかったという事情をわざわざ注記するということ自体、異例なことに属する。巻十六

以前では、大伴旅人(3・三一―五―六)と坂上郎女(6・一〇―二八)に一例ずつあるものの、残る五例はいずれも末四巻、しかも帰京後の家持歌に集中する(③④⑤)のほかに、19・四二―七二、20・四四―五三)。かかる異例な注記の背後には、本来ならば奏上されてしかるべき作であるという意識が垣間見えるが、これほどまで「奏」ということにこだわる姿勢は、末四巻が繰り返し「応詔」の歌を採録していることとも通底するものと言うべきであらう。

右のごとき巻二十巻末部のありようを見ると、皇太子と仲麻呂の肆宴歌(A)の位置づけが改めて問題となつてくる。前述したように、この肆宴歌はしばしば仲麻呂の「専横」と結び付けて理解されてきたのであるが、そもそも、万葉集という歌集の内部において、「内相藤原朝臣(左注)」の「専横」を積極的に――すなわち批判的に――描き出すなどということがありうるのだろうか。問題なのは、そのような編纂態度が少なくとも末四巻においては他に確認できないということである。

ちなみに、仲麻呂関係の歌は集中では以下のように現れる(Aの肆宴歌を除く)。いずれも末四巻の例である。

a 藤原豊成朝臣、巨勢奈弓麻呂朝臣、大伴牛養宿祢、藤原仲麻呂朝臣(中略) 右件王卿等、応詔作歌、依次奏之。登時不記、其歌漏失。:(17・三九二―)

六左注)

b 大納言藤原家、餞<sup>二</sup>之入唐使等<sup>一</sup>宴日歌一首即主人卿作也

(19・四二四二題詞)

c 天皇太后、共幸<sup>二</sup>於大納言藤原家<sup>一</sup>之日、黄葉沢蘭一株拔取、令<sup>レ</sup>持<sup>二</sup>内侍佐々貴山君<sup>一</sup>、遣<sup>二</sup>賜大納言藤原卿并陪從大夫等<sup>一</sup>御歌一首。(19・四二六八題詞)

d 右、天平勝宝五年五月、在<sup>二</sup>於大納言藤原朝臣之家<sup>一</sup>時、依<sup>レ</sup>奏<sup>二</sup>事而請問之間、少主鈴山田史麻呂語<sup>二</sup>少納言大伴宿祢家持<sup>一</sup>曰、昔聞<sup>二</sup>此言<sup>一</sup>。即誦<sup>二</sup>此歌<sup>一</sup>也。

(20・四二九三) 四左注、なお、四二九四は舍人親王の「応詔奉和歌」

e 二年春正月三日、召<sup>二</sup>侍從堅子王臣等<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>侍<sup>二</sup>於内裏之東屋垣下<sup>一</sup>、即賜<sup>二</sup>玉筵<sup>一</sup>肆宴。于<sup>レ</sup>時内相藤原朝臣奉<sup>レ</sup>勅宣、諸王卿等隨<sup>レ</sup>堪任<sup>レ</sup>意作<sup>レ</sup>歌并賦<sup>レ</sup>詩。仍<sup>レ</sup>応<sup>二</sup>詔旨<sup>一</sup>各陳<sup>二</sup>心緒<sup>一</sup>作<sup>レ</sup>歌賦<sup>レ</sup>詩。未<sup>レ</sup>得<sup>二</sup>諸人之賦詩并作歌也。

(20・四四九三題詞)

f 二月十日、於<sup>二</sup>内相宅<sup>一</sup>餞<sup>二</sup>渤海大使小野田守朝臣等<sup>一</sup>宴歌一首(20・四五一四題詞)

仲麻呂自身の歌を伴うのはbのみであるが、これは遣唐使の饗宴における詠歌であり、仲麻呂の専横を批判する観点から採録されているとは考えがたい。aは天平十八年正月の大雪の日に橘諸兄が諸臣を率いて参内した折の記録で

あり、仲麻呂はその一員として名を連ねているに過ぎない。

dは仲麻呂邸における伝聞歌の蒐集について、fは同じく仲麻呂邸での饗宴について記載したものである。eは、肆宴において詩歌を奏上せよとの「勅」を仲麻呂が奉じて宣下したというものであり、積極的に応詔歌を採録する末四卷のありようからすれば、むしろ理想的な肆宴の一幕を伝えるものと捉えなければならぬだろう。また、cは、時ならず「黄葉」した「沢蘭」を抜き取り、御製歌を臣下の前で誦詠させたというのであるから、これもやはり、君臣和楽を体現する、風雅な場面を描いたものと見るべきではなからうか。

これらを見る限り、仲麻呂に対する批判的な要素は、集中には確認できないとすべきであろう。それよりも内容的な偏りの方が問題である。bとfは「饗宴」の歌であるが、それ以外の四例はいずれも「肆宴」、またはそれに準ずる場における歌と考えてよい。c・dが「御製歌」を含むこと、a・d・eが「応詔歌」に関わることも目を引く。dが「君臣唱和」の作であることも注意される。これらはいずれも末四卷内部で繰り返される主題群の範疇にあり、仲麻呂は高位高官であるがゆえにその記録に名を留めてはいらぬものの、特に批判の対象となつているわけではないと見るべきであろう。

#### 四 皇統讚美の表現をめぐって

では、皇太子と仲麻呂の肆宴歌（A）をどう読むべきか。皇太子の歌の傍線部（「天地を照らす日月の極みなくあるべきものを」）は、皇統の永遠性ないし天皇支配の永遠性を「天地を照らす日月」の永遠性に託して詠んだもので、例えば、「天地の遠きが如く 日月の長きが如く おしてる 難波の宮に 我ご大君 国知らすらし」（6・九三三、山部赤人）、「もししきの 大宮人は 天地と 日月と共に 万代にもが」（13・三三三四、作者未詳）、「手拱きて 事無き御代と 天地 日月と共に 万世に 記し継がむそ」（19・四二五四、大伴家持）といった表現と基盤を同じくするものと考えられる。

一方、仲麻呂の歌も、傍線部（「天地のかためし国そ大和島根は」）は、天皇の支配する「大和島根」を「天地」の神が創り固めたものと詠みなしたものであり、国土の悠久を歌うことで皇太子の歌に唱和したものである。国土の悠久あるいは盤石を歌うことで、そこを支配する天皇の永遠性を間接的に表現するものであろう。この二首の肆宴歌は、皇統や国土の永遠性を寿ぐ意識を底流させているという点で共通しており、その点においては肆宴における君臣唱和として特に違和感のあるものではない。

では、仲麻呂歌の波線部「いざ子どもたはわざなせそ」はどう捉えるべきか。周知のごとく「いざ子ども」は、

・いざ子ども 野蒜摘みに……ほつもり 赤ら娘子を  
いざささば よらしな（記四三）

・いざ子ども早く日本へ大伴の御津の浜松待ち恋ひぬら  
む（1・六三、山上憶良）

・いざ子ども香椎の濁に白妙の袖さへ濡れて朝菜摘みて  
む（6・九五七、大伴旅人）

・白露を取らば消ぬべしいざ子ども露に競ひて萩の遊び  
せむ（10・二一七三）

などのように、宴席などで（恐らくは年長者の立場から）一座の者に親しく呼びかける表現と見られる。波線部に「朝菜摘みてむ」「萩の遊びせむ」とあるのは典型的だが、かなり打ち解けた場面で用いられていることが知られよう。一方、「たはわざなせそ」については、『釈注』に「なそ」が下手に出て禁止を願う語法と決まっていることを見のがすべきではない。（中略）切情に立って『たはわざ』だけはけつしてして下さるなど懇願しているのがこの表現である」とあるのが肯われる。「たはわざ」というのが他に例のない、耳に付く表現であることは事実だが、初二句に見られる表現の枠組み自体は、宴席にふさわしい、打ち解けた響きを持つものであったと見るべきである。一方、



『古典全集』や『新大系』『全解』が指摘するように、「たはわざなせそ」と類似する表現が、

…此の事は天下の難き事に在れば、狂れ迷へる頑なる奴の心をば慈び悟し正し賜ふべき物なりと念し看せばなも如此宣りたまふ。此の状悟りて人の見咎むべき事わざなせそ。(『統紀』天平宝字元年七月二日条・訓読は『統紀』新大系による)

という形で宣命第十六詔(傍線部)に見えることは看過できない。宣命との関係性で言えば、皇統の永遠性を述べるのが宣命の常套的発想であることにも注意すべきであろう。そして、Aの肆宴歌二首が、皇統の永遠性ということを問題にするのは、実は家持歌における次のごとき表現とも基盤を同じくしていると言えるのではないだろうか。

a 高御座 天の日継と すめろきの 神の命の 聞こし  
をす 国のまほらに 山をしも さはに多みと…

(「独居 幄裏 遥聞 霍公鳥喧 作歌」18・四〇八九)

b 葦原の 瑞穂の国を 天下り 知らしめしける すめ  
ろきの 神の命の 御代重ね 天の日嗣と 知らし来  
る 君の御代御代 敷きませる 四方の国には…

(「賀 陸奥国出 金詔書 歌」18・四〇九四)

c 高御座 天の日嗣と 天の下 知らしめしける すめ  
ろきの 神の命の かしこくも 始めたまひて 貴く

も 定めたまへる み芳野の この大宮に…

(「為 幸 行芳野離宮 之時 儲作歌」18・四〇九八)

d 蜻蛉島 大和の国を 天雲に 磐船浮かべ 舩に舩に  
ま權しじ貫き い漕ぎつつ 国見しせして 天降りま  
し 掃ひ平げ 千代重ね いや継ぎ継ぎに 知らし来  
る 天の日継と 神ながら 吾が皇の 天の下 治め  
賜へば…

(「向 京路上依 興預作侍 宴応 詔歌」19・四二五四)

e : 蜻蛉島 大和の国の 檣原の 畝傍の宮に 宮柱

大知り立てて 天の下 知らしめしける すめろきの  
天の日継と 継ぎて来る 君の御代御代 隠さはぬ  
明き心を すめらへに 極め尽くして 仕へ来る 祖  
の官と 言立てて 授けたまへる 子孫の いや継ぎ  
継ぎに 見る人の 語り継ぎてて 聞く人の 鑑にせ  
むを あたらしき 清きその名を おほろかに 心思  
ひて 空言も 祖の名絶つな 大伴の 氏と名に負へ  
る ますらをの伴 (「諭 族歌」20・四四六五)

いずれの歌にも「天の日嗣」(傍線部)という語彙が詠み込まれているが、宣命に淵源を持つと見られるこの表現は、これら五例の家持歌にしか現れない。家持が皇統の永遠性ということを重視していることはこれらの歌の波線部からも明らかであろう。

ところで、前掲の宣命第十六詔は「己が家家己が門々祖の名失はず、勤め仕へ奉れ」という天皇の言葉結びとして、いるが、この表現が、e（「諭族歌」の二重傍線部（「空言も祖の名絶つな」と、発想において類似しているという）ことに注意しておきたい（『統紀」新大系の脚注にも指摘あり）。これによれば、「ますらをの伴」の妄動を戒め、「祖の名」を空しうするなと歌う「諭族歌」の発想は、家持独りの抱いていた考えというよりは、当時の宮廷における一つの立場（あるいは思想）を象徴的に表現したものと見るべきではなからうか。もちろん、この宣命第十六詔は「諭族歌」（六月十七日）の約半月後（七月二日）に出されたものであり、両者に直接的な影響関係はないと思われるが、しかし、共通の思想的基盤の上に立っていることは認めようである。

ここで想起したいのは、前述のごとく、仲麻呂の肆宴歌（20・四四八七）にも、発想において宣命第十六詔と重なるところがあるということである。宣命は天皇の言葉として宣下されるものではあるが、言うまでもなく時の政権の意思を色濃く反映する。宣命第十六詔を中心に置いてみると、家持の「諭族歌」も、仲麻呂の肆宴歌も——作歌時期が前後するとは言え——実は共通の時代思潮を背景に詠まれているということが見えてくるのではないだろうか。

注目されるのは、仲麻呂の肆宴歌の左注に「奏」（二重傍線部）と記されていることである。そもそも歌に「奏」と注記すること自体異例であり、こうした記載は末四巻に著しく偏るが、そのことは、倭歌の奏上やまとうたということに価値を見出し、その奏上というプロセスを記し留めようとする編者の姿勢を端的に示すものであろう。当該の肆宴歌も、奏上された作であるという点に価値が見出されていると見るべきである。

このように、皇太子と仲麻呂の肆宴歌（A）は、一見不遜な表現を含み込みつつも、大粹としては家持の歌とも響き合う要素を持っていると言えよう。末四巻において、この二首は、皇統の永遠性を寿ぐ歌や、肆宴における君臣唱和の歌などと共通の枠組みの中で読むことが——少なくとも第一義的には——要請されているのではないだろうか。

## 五 「二重性」の問題

だが、もちろんのことながら、本稿は官人としての家持が仲麻呂の側に立っていたなどと単純化して考えているわけではない。巻二十の行間に、右に見たような枠組み（君臣和楽や皇統讚美といった）とは背馳しかねないような「文脈」が見え隠れしていることを見逃すことはできないからである。皇太子と仲麻呂の唱和（A）の直前に配列さ

れる次の三首などは、その点において大いに問題となるものではないか。

勝宝九歳六月廿三日、於<sup>二</sup>大監物三形王之宅<sup>一</sup>宴歌一首

移り行く時見るごとに心痛く<sup>イ</sup>昔の人し思ほゆるかも  
(20・四四八三)

右、兵部大輔大伴宿祢家持作。

咲く花は移ろふ時ありあしひきの山苔の根し長くは  
ありけり(四四八四)

右一首、大伴宿祢家持悲<sup>二</sup>捨物色変化<sup>一</sup>作之也。

時の花いやめづらしもかくしこそ<sup>ハ</sup>見し明らめ秋立つ  
つごとに(四四八五)

右、大伴宿祢家持作之。

いずれも家持歌である。第一首の題詞に見える六月二十三日という日付は、奈良麻呂の乱が発覚する五日前にあたるが、第三首には「秋立つごとに」とあるので、少なくともこの歌は第一首と同時に作ではなく、「七月一日」乃至は「立秋」(この年の立秋は陰暦七月十四日頃)以後の作であると思われるであろう。まさしく橘奈良麻呂らが捕縛され、尋問を受けつつある時期の作ということになる。三首同時の作ではないにせよ、「移り行く時見るごとに」↓「咲く花は移ろふ時あり」↓「時の花いやめづらしも」と

いう、季節と花の移ろいをイメージの中核とした、ゆるやかな連繋が認められる。

これら三首は、巻二十の中に置いて読むと何やら暗示的で、その解釈も論者によつて様々である。背景に奈良麻呂の乱をどの程度考慮するかによつて大きく解釈が変動してしまうというところに問題があると言えるだろう。

例えば傍線部イ「昔の人」が指す人物については、『捨穂抄』が大伴武持や大伴旅人を挙げ、『代匠記』(初)が三形王の父を挙げているが、武田祐吉氏が「あるいは橘諸兄を指すか」(『万葉集新解』)としてからは、多くの論者が諸兄や聖武を指すものと見るようになった。無論、「昔の人」という言葉自体に特殊な意味があるわけではなく、第一首(20・四四八三)を巻二十や当時の歴史的状況から切り離せば、「昔の人」を諸兄や聖武と見ることにはかなり無理があると言わざるをえない。これら三首の直後に置かれるAの肆宴歌(20・四四八六・七)に仲麻呂の専横と思い上がりを読み取り、その状況を四四八三歌に重ね合わせるときに、初めてそのような見方が成り立つのではないだろうか。つまり、反仲麻呂という視点から光を当てると、この四四八三歌には聖武・諸兄体制を懐古する家持の悲痛な姿が浮かび上がるといふ次第なのである。

傍線部ロ「咲く花は移ろふ時あり」も同様である。『全

注卷第二十」に、「咲く花を、一時繁榮しやがて凋落する無常なものにたとえた例は多いが、ここは仲麻呂が自家の勢力の伸張を図るために公私を混同し、権勢を壟断している現在のあり方を憎み、これが長く続くはずがない、と呪って言う」とあるが、つまり、この傍線部も仲麻呂の専横とその後の没落という「史実」を重ね合わせて見たときに、仲麻呂のその後の運命を寓したような見え方をするわけである。また、傍線部ハの動作主体はこの歌だけでは全く見当も付かないが、家持自身の旧作に「秋の花くさぐさにあれど色ごとに見し明らむる今日の貴さ」(「向」京路上依<sub>レ</sub>興預作侍<sub>レ</sub>宴応<sub>レ</sub>詔歌」19・四二五)とあり、この傍線部の動作主体が聖武であるらしいことを考えると、傍線部ハについて、「こも、幻想しているのは聖武天皇である」(「釈注」という解があっても不思議ではないことになる。その解に当時の政情を重ねれば、そこにはやはり聖武朝を懐古せざるをえない状況に追い込まれた家持の姿が浮かび上がってくるのではないだろうか。

一方、村瀬憲夫氏は右の三首に「移りゆく時(うつろひ)の自覚と永遠への願い」という構想を読み取った上で、この構想が「末四巻全体を覆っている」ということを指摘している。類似するテーマの繰り返し返しという視点からすれば、むしろ村瀬氏の指摘する枠組みの方が第一義的なもの

であろう。どうもここには光の当て方によって見え方の異なる複数の「文脈」(あるいは編纂の枠組み)があるように見受けられる。ある一部分を取り出して史実と対照させると、末四巻全体としての枠組み(第一義的な「文脈」とは別のものが見えてしまうのである。この「二重性」をどう捉えるべきであろうか。

同様のことは、「未奏」「不奏」の歌にも言える。前述のごとく家持の未奏・不奏の歌は五例、そのうち「不奏」の歌三例が卷二十の卷末歌群に集中している(③④⑤)。これは、第一義的な「文脈」としては家持の奏上に対する強い思いを物語るものなのであるが、歴史的な現実という面から見ると、家持の思いとは裏腹に、実際には宮廷社会で歌を披露する機会を得られない家持の不遇、あるいは、従五位上という、貴族社会では末席に近いところにいる家持の立ち位置がそこに透けて見えてしまうのである。

但し、そこに透けて見えるもう一つの「文脈」が、家持によって意図されたものかどうかは定かではない。そのような「文脈」さえも家持の意図したものであり、家持の韜晦なのだと言われれば、それはそうかもしれない。だが、意図的なものかどうかは措くとしても、その二重性は大きい問題ではあるまいか。末四巻は家持の「生」を語るという姿勢において概ね一貫しているが、この二重性がそ

の家持を語る文脈に奥行きを与えていることに注意したい。帰京後の家持の孤独や苦悩は、より多く、このもう一つの「文脈」に負うところが大きいと考えられるからである。<sup>20)</sup>先に見た伊藤氏の見解の揺れも、どちらかが誤りというような性質のものではなく、このような巻二十の二重性に起因するものではないだろうか。

## 六 おわりに

以上、巻二十の巻末部がいかに編まれているかという視点から、家持歌日記の問題について考えてみた。

万葉集末四巻は、類似のテーマを繰り返すことよって「撰集」としてのゆるやかな枠組みを作っていると見通されるが、見てきたように、天平宝字年間の歌を収載する巻二十の巻末部にも、その傾向は顕著にうかがわれる。その視点からすれば、これらの歌々を雑多な歌稿の集成と考えるべきではあるまい。皇太子と仲麻呂の肆宴歌も、第一義的には皇統の永速性を寿ぐ君臣唱和として採録されていると見るべきであり、その意味において、家持自身の作と響き合う要素を持っているとすべきであろう。少なくとも万葉集の掉尾を飾る現行巻二十の内部においては、この唱和が仲麻呂の専横を積極的を描き出しているとは考えにくい。しかし、史実と対照させてみると、仲麻呂の専横や家持

の不遇といった「事実」が、巻二十の行間ににじみ出てしまっていることも否定できない。その、もう一つの「文脈」が意図されたものかどうかは不明であるにせよ、このような二重性は、家持の「生」を語る歌日記の文脈に奥行きを与えていると理解すべきではないだろうか。

## 注

(1) 拙稿「万葉集末四巻の伝聞歌―家持歌日記の方法―」

『家持歌日記の研究』二〇一七、初出二〇〇九・三三。

(2) 伊藤博「家持歌集の形成―巻十七―二十の論―」『万葉集の構造と成立』下、一九七四、初出一九六九・一一、三六二頁。なお、後述するように伊藤氏はA以降を追補と見ているのであるが（『万葉集の成り立ち』『釈注』十一など参照）、本稿では成立論的に追補かどうかは問題としていない。

(3) 参照、山崎健司「年次の標記」『大伴家持の歌群と編纂』二〇一〇、初出二〇〇五、三六一頁以下。

(4) 伊藤氏は巻末歌群について「天平宝字元年十一月十八日の歌以下、折々の歌を惰性的に留めるに終った模様である」と述べているが（注2論文・三七三頁）、この載録のありようからすれば、むしろ、しかるべき歌が意識的に選ばれていると見るべきではないか。

(5) 近年、万葉集の外部にある事柄（歴史的事実など）を歌の解釈に持ち込むことに対しては、極めて慎重な態度

が求められるようになってきている。とはいえ、万葉集に史実との関わりを考えざるをえない部分が随所に見られることもまた事実であろう。とりわけ巻二十の巻末部は、歌と史実との関連が編纂の問題とも絡んで、なかなか難しい問題を孕んでいると思われる。本稿が巻二十の巻末部を取り上げるのも、そのような問題意識に基づく。

- (6) 北山茂夫『万葉集とその世紀』下、一九八五・一、三二八頁。
- (7) 木本好信『大伴旅人・家持とその時代―大伴氏凋落の政治史的考察―』一九九三・二、一三四頁。
- (8) 中西進『大伴家持6 もののふ残照』一九九五・三、三〇四頁。
- (9) 伊藤博「最後の独詠歌」『万葉集の歌人と作品』下、一九七五・七、三一五頁。なお、川口常孝『大伴家持』(一九七六・一一、一〇―一頁)にも同様の見解が示されている。また、橋本達雄『大伴家持』(一九八四・一二)は伊藤説を挙げた上でこれを支持している。
- (10) 伊藤博「秋詠三首―宿禰家持歌集の論―」『万葉歌林』二〇〇三、初出二〇〇〇・二、四五四頁。
- (11) 注1前掲書の「結語」などを参照。
- (12) 新谷秀夫「万葉集卷十三冒頭歌の性格」『日本文芸研究』第四一巻第二号、一九八九・七。なお、大濱眞幸氏にも同様の指摘がある(注13論文)。
- (13) 大濱眞幸「大伴家持作『三年春正月一日』の歌―「新

しき年の初めの初春の今日」をめぐって―』『日本古典の眺望』一九九一・一五。

- (14) 田中新一『平安朝文学に見る二元的四季観』一九九〇・四、八一頁。
- (15) 巻十六以前の作として大濱注13論文は3・四六二や5・八一五を挙げるが、これらにしても記載された日付と何かの節氣が一致するわけではなく、確例とは言いがたい。
- (16) 参照、拙稿「大伴家持のホトトギス詠―万葉集末四巻と立夏―」注1前掲書、初出二〇一四・七。
- (17) 隋源遠氏によれば年内立春詠が本格的に詠まれるようになるのは院政期以後だという(平安朝における年内立春詠の展開)『和歌文学研究』第一〇六号、二〇一三・六。
- (18) そのような前衛的な歌が末四巻に集中的に採録されているということも、家持自身が編纂に関与していると考えれば矛盾なく理解できる。注16拙稿参照。
- (19) 参照、拙稿「万葉集の饞宴の歌―家持送別の宴を中心として―」注1前掲書、初出二〇一一・六。
- (20) 参照、拙稿「応詔―「伝統」の創造―」注1前掲書、初出二〇一七・二―三。
- (21) 参照、拙稿「大伴家持の宮廷讃歌―長歌体讃歌の意義―」注1前掲書、初出一九九八・一二。
- (22) 仲麻呂の歌は「皇太子」の歌に唱和しつつ奏上したものであるから厳密な意味での「君臣唱和」ではないが、

そのバリエーションと考えてよいだろう。

- (23) 参照、武田祐吉「あまのひつぎ考―大伴の家持の用語の一として―」『万葉』第一四号、一九五五・一。及び、小野寛「家持の皇統讚美の表現―「あまのひつぎ」―」『大伴家持研究』一九八〇、初出一九七一・一一。
- (24) 夙に鉄野昌弘氏は「家持の歌う『祖の名』『大伴の氏の名』『清きその名』等々が、歌と宣命、私的・公的といった相違を超えて、これらのナ（宣命や詔に現れる「名」を指す・引用者注）と密接に関わることは明らかだろう」と指摘している（「古代のナをめぐって―家持の「祖の名」を中心に―」『大伴家持「歌日誌」論考』二〇〇七、初出一九九七・三、二八六頁）。
- (25) 参照、注1拙稿、二一〇頁。
- (26) 注21拙稿参照。
- (27) 村瀬憲夫「末四巻編纂の構想（二）―移りゆく時（うつろひ）の自覚と永遠への願い―」『万葉集編纂構想論』二〇一四・二、三八〇頁以下。
- (28) 参照、拙稿「未奏―帰京後の宴―」注1前掲書、初出二〇〇〇・一。
- (29) 注28拙稿参照。